

令和 7 年 4 月 1 日

ご入院中の患者様・ご家族様

医療法人社団永生会みなみ野病院
病院長 田中 譲

令和 7 年度 入院時食事療養（生活療養）負担額変更のお知らせ

平素より当院の入院医療にご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。
この度、今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より、令和 7 年 4 月 1 日より入院患者様の 1 食あたりの食事療養負担額が、現行より下記のように引き上げられることになりました。これに伴いみなみ野病院におきましても負担額が変更になるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

	対象者の分類		食事療養標準負担額 および生活療養	
			現行	改正後
A	B、C、D のいずれにも該当しない者		490 円	<u>1 食あたり 510 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定難病患者		280 円	1 食あたり 300 円 変更なし
C	低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	230 円	<u>1 食あたり 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	180 円	<u>1 食あたり 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ		110 円	1 食あたり 110 円 変更なし

（生活居住費は現行通り 3 7 0 円）

ご不明な点がございましたら、下記の 事務部 医事担当までお問い合わせください。

事務部 医事担当
電話 042-632-8118
【対応時間】9 時～17 時
（日・祝祭日を除く）